

Title	慶應義塾経済学会会則
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1978
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.71, No.3 (1978. 6) ,p.440(138)-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19780601-0138

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾経済学会会則

- 第1条 本会は慶應義塾経済学会(The Keio Economic Society)と称する。
- 第2条 本会は経済学の研究およびその奨励、ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。
- 1 研究会の開催
 - 2 機関誌「三田学会雑誌」およびその他研究成果の刊行
 - 3 講演会、資料展覧会の開催
 - 4 他の学会および諸団体との連絡
 - 5 その他本会の目的を達成するため適当と認める事業
- 第4条 本会は慶應義塾大学経済学部所属専任者のうち経済学を専攻する者をもって組織する。ただし特別会員をおくことができる。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 1名
 - 2 委員長 1名
 - 3 副委員長 2名
 - 4 委員 若干名
 - 5 監事 2名
- 第6条 会長は慶應義塾大学経済学部長とする。委員長、副委員長、委員及び監事は、総会において決定する。
- 第7条 会長は本会を代表する。委員は委員会を組織し会務を執行する。委員長は委員会を代表し会務を統轄する。副委員長は委員長を補佐する。監事は会計を監査する。
- 第8条 委員長、副委員長、委員および監事の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第9条 会長は年一回総会を招集する。ただし必要に応じ臨時総会を招集することもできる。
- 第10条 会員は機関誌「三田学会雑誌」およびその他本会刊行物の配布を受けることができる。
- 第11条 本会の経費は賛助金、補助金、会費およびその他の収入をもってこれに充てる。
- 第12条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。
- 第13条 本会会則の変更は総会の決議による。
- 第14条 本会の事務所は慶應義塾経済学部研究室内に置く。

経済学会委員 (昭和53.4改選)

会長 大熊一郎
 委員長 島崎隆夫
 副委員長 尾城太郎丸 白井 厚
 委員 平野絢子 飯田裕康 川又邦雄
 飯野靖四 松村高夫 長名寛明
 浜田文雅 佐々波揚子 斎藤 修
 監事 中鉢正美 安川正彬

経済学会報告 (昭和52年度)

昭和52年

5月26日 スウェーデンの財政について 飯野靖四
 9月29日 規模別産業連関表の作成と利用について 清水雅彦
 11月17日 アメリカ人と歴史 岡田泰男
 12月8日 東南アジアの経済発展と産業構造 鳥居泰彦